# ひとり親家庭高等技能訓練促進費の申請について

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で 2年以上修業する場合に、給付金を支給します。

### 対象者 修業を開始した日以後において以下のいずれも満たす母子家庭の母または 父子家庭の父

- ①児童扶養手当を受給している(または支給要件と同様の所得水準にある)方
- ②養成機関において2年以上の養成課程(通信制は対象外)を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③仕事と修業の両立または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④修業を開始した日が平成24年4月1日(父子家庭の父は平成25年4月1日)以降である方
- ※その他にも、受給要件はあります。詳しくはお問い合わせください。
- 対象資格 ①看護師(准看護師を含む) ②介護福祉士 ③保育士
  - 4理学療法士 5作業療法士

支給額 市民税非課税世帯:月額100,000円、市民税課税世帯:月額70,500円

※支給対象期間は申請した月から上限2年間です。

#### 申請期間 4月1日(火)~30日(水)

- ※申請前に、修業などの状況や受給要件を確認するため、事前相談(予約制)を受ける必要があります。 まずは、お問い合わせください。
- ※市の予算の範囲内において支給するので、審査の結果、支給対象にならないこともありますので ご了承ください。
- 問 児童福祉課☎内線1731

## 固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます 【場所】税務課窓口(市役所本庁舎)

■縦覧制度・・・平成26年度固定資産税(土地・家屋)納税者が他の土地や家屋の評価額と比較する ことにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにする ための制度です。そのため、制度以外の目的外の使用はできません。

日時 4月1日(火)~30日(水)午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方 牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税義務者とその同居の親族

持ち物 本人確認ができる物(保険証・運転免許証など)、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。 手数料 無料

■閲覧制度・・・納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。※期間の制限はありません。

#### 閲覧できる方

- ①固定資産税の納税義務者とその同居の親族
- ②土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ③家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ④固定資産税の処分をする権利を有する一定の方(所有者・破産管財人など)

持ち物 上記の「閲覧できる方」のうち、

- ・①に該当する方…本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)、印鑑
- ・②③に該当する方…賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑
- ・④に該当する方…売買契約書・登記済証などそれらを証するもの、印鑑
- ※①~④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

手数料 300円※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくは、お問い合わせください。

問 税務課 E メール zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp